

電気通信大学事務連絡会議要項

平成 9年 5月 8日

改正

平成10年 9月17日

平成12年 4月 1日

平成13年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成18年 4月19日

平成19年 4月 1日

平成20年 3月25日

平成22年 4月20日

平成22年 7月21日

平成23年 4月26日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学に、事務連絡上の重要な事項について協議するとともに、各課間の連絡を密にし、事務の円滑な運営を図るため、電気通信大学事務連絡会議（以下「事務連絡会議」という。）を置く。

(構成員)

第2条 事務連絡会議は、事務局長、部長、課長、参事役、課長補佐及び専門員をもって構成する。

2 課長補佐を置かない課については、当該課長が会議に出席できない場合、代理の者を会議に出席させることができる。

(招集)

第3条 事務局長は、事務連絡会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第4条 事務局長は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の開催)

第5条 事務連絡会議は、原則として、毎月1回定例会議を開催する。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(幹事)

第6条 事務連絡会議に幹事を置き、総務部総務課長をもってあてる。

2 幹事は議長を助けて、事務連絡会議の議事を整理する。

(事務)

第7条 事務連絡会議の事務は、総務部総務課が行う。

附 則

1 この要項は、平成9年5月8日から施行する。

2 電気通信大学課長会要項及び電気通信大学事務連絡会要項は、廃止する。

附 則

この要項は、平成10年9月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。